



# 島根県報

平成21年 5 月 29 日 (金)

号外 第 117 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第61号）

## 1 規則の概要

(1) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正（別表第5関係）

ア 薬事法の規定により、動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例を与えること。

イ 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度の交付金の交付の決定を行うこと。

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成21年6月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第61号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5家畜保健衛生所の項第3号を次のように改める。

<p>3 薬事法、薬事法施行令及び動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第24条第2項の規定により、動物用医薬品の店舗販売業（(6)の許可に係るものに限る。(2)、(7)及び(8)において同じ。）及び薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第5条に規定する既存薬種商（以下この号において「既存薬種商」という。）の許可を更新すること。</p> <p>(2) 法第38条において準用する法第10条の規定により、動物用医薬品の店舗販売業及び既存薬種商の休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第70条第1項の規定により、動物用医薬品等の廃棄その他危険発生防止の措置を命ずること。</p> <p>(4) 法第72条第4項の規定により、動物用医薬品販売業者に構造設備の改善を命じ、又は使用を禁止すること。</p> <p>(5) 法第72条の2の規定により、業務の体制を整備することを命ずること。</p> <p>(6) 法第83条の2の2第1項の規定により、動物用医薬品の店舗販売業の許可を与えること。</p> <p>(7) 施行令第45条第1項の規定により、動物用医薬品の店舗販売業及び既存薬種商の許可証の書換え交付をすること。</p> <p>(8) 施行令第46条第1項の規定により、動物用医薬品の店舗販売業及び既存薬種商の許可証の再交付をすること。</p> <p>(9) 規則第112条の規定により、動物用医薬品特例店舗販売業者からの販売指定品目の変更又は追加指定の申請書を受理すること。</p>
---	---

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第4号事務の種類の欄中「島根県道路愛護ボランティア制度の沿道草刈り事業」を「島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度」に改める。

## 附 則

この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。